

第3節 市、防災関係機関及び市民等の役割

第1 防災関係機関の業務大綱

千歳市防災会議の構成機関及び防災上重要な施設並びに危険物関係施設の管理者が防災上処理する事務と業務の大綱は、おおむね次のとおりとする。

機 関 名		事 務 と 業 務 の 大 綱
千歳市	市長部局等	<ol style="list-style-type: none"> 1 千歳市防災会議に関する事務を行うこと。 2 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること。 3 市の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。
	千歳市教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における被災児童及び生徒の救護及び応急教育の指導を行うこと。 2 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。
北海道	石狩支庁	<ol style="list-style-type: none"> 1 石狩支庁地域災害対策連絡協議会に関すること。 2 防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄その他災害予防措置を講ずること。 3 災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること。 4 災害救助法の適用に関すること。 5 市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、総合調整を図ること。 6 自衛隊の災害派遣要請を行うこと。 7 災害時における千歳市との連絡調整に関すること。
	千歳警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。 2 災害情報の収集に関すること。 3 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 4 犯罪の予防、取締り等に関すること。 5 危険物に対する保安対策に関すること。 6 広報活動に関すること。 7 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。
	千歳保健所	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療施設及び衛生施設等の被害調査に関すること。 2 災害時における防疫活動を行うこと。
	札幌土木現業所千歳出張所	道道及び所轄河川の維持、災害復旧及びその他の管理を行うこと。
指定地方行政機関	北海道開発局札幌開発建設部千歳道路事務所	管轄する道路についての計画、維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧工事に関すること。
	北海道開発局石狩川開発建設部千歳川河川事務所	千歳川、嶮淵川、漁川及び旧夕張川の改良、維持、修繕その他の管理に関すること。

	東京航空局新千歳空港事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空業者の災害防止に関する指導を行うこと。 2 飛行場及び航空保安施設の保安管理にあたること。 3 災害時において自衛隊の災害派遣を要請すること。 4 航空機の遭難に際し捜索及び救難の調整を図ること。 5 災害時における空中輸送の連絡調整を行うこと。
	第一管区海上保安本部千歳航空基地	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空機による災害情報の収集及び被害調査に関すること。 2 航空機遭難時の捜索に関すること。
	石狩森林管理署	<ol style="list-style-type: none"> 1 所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。 2 所轄国有林の復旧治山並びに予防治山を実施すること。 3 林野火災の予防対策をたて、その未然防止を行うこと。 4 災害時に市の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。
	北海道農政事務所地域第一課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における主要食糧の確保及び供給に関すること。 2 災害時において乾パンの要請を受けた時は、総合食料局が備蓄している乾パンを直ちに供給すること。 3 災害応急飼料対策において、要請に応じて応急飼料として飼料作物を供給する等、必要な措置を行うこと。
自衛隊	陸上自衛隊第11普通科連隊 航空自衛隊・千歳基地	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること。 2 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。
指定公共機関	北海道旅客鉄道株式会社千歳駅・新千歳空港駅	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。 2 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送につき関係機関の支援を行うこと。
	東日本電信電話株式会社北海道支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象官署からの警報を市に伝達すること。 2 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道	非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
	日本赤十字社北海道支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法が適用された場合、北海道知事との委託協定に基づく医療、助産、遺体処理等の救助業務を実施すること。 2 防災ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動連絡調整を行うこと。 3 災害義援金募集（配分）委員会の運営を行うこと。
	日本通運株式会社千歳支店	災害時における救援物資の緊急輸送等につき関係機関の支援を行うこと。
	北海道電力株式会社札幌支店札幌東電力所	<ol style="list-style-type: none"> 1 変電所施設、送電線等の保守、管理を行うこと。 2 災害時における電力の円滑なる供給を行うこと。

	北海道電力株式会社 千歳支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 配電線、計測器の保守、管理を行うこと。 2 災害時における電力の円滑なる供給を行うこと。
	千 歳 郵 便 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保を図ること。 2 郵便、為替貯金及び簡易保険の非常取扱いを行うこと。 3 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。 4 災害ボランティア口座の取扱いを行うこと。
指定地 方公共 機関	千 歳 医 師 会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における救急医療を行うこと。 2 災害発生時における医師会会員相互の連絡調整に関すること。
	千 歳 歯 科 医 師 会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における歯科医療を行うこと。 2 災害発生時における歯科医師会会員相互の連絡調整に関すること。
	北海道ガス株式会社 千歳支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス供給施設の防災対策を行うこと。 2 災害時におけるガスの円滑な供給を行うよう努めること。
公共的 団体等	千 歳 商 工 会 議 所	災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。
	道央農業協同組合 千歳市開拓農業協同組合 千 歳 市 森 林 組 合	<ol style="list-style-type: none"> 1 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 2 被災組合員に対する融資及びそのあっせんを行うこと。
	千歳市赤十字奉仕団 千歳市社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時のボランティア活動の協力に関すること。 2 災害時要援護者（高齢者、障害者等）保護の協力に関すること。 3 被災者に対する生活維持のための救助の協力に関すること。
	病院、医院、診療所	災害時における医療及び防疫対策について協力すること。

第2 市民及び事業所の役割

機 関 名		事 務 と 業 務 の 大 綱
市	民	<ol style="list-style-type: none"> 1 家庭及び地域において、自らの災害に備えること。 2 自発的な防災活動により、被害の拡大防止及び二次災害の防止に寄与すること。
自 主 防 災 組 織		<ol style="list-style-type: none"> 1 地域において、防災知識の普及、防災訓練の実施、災害時要援護者の把握、地域の安全点検及び防災資機材の準備等により災害に備えること。 2 災害発生時において次の防災対策活動に協力すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域内の災害情報の収集・伝達 (2) 避難誘導、救出・救護活動等 (3) 出火防止、初期消火活動等 (4) 被災者に対する炊き出し及び避難所等運営の支援等
事業所 等	共 通	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災対策の充実と従業員の安全確保に関すること。 2 地域の防災活動と連携し、地域の安全確保に協力すること。

王子製紙株式会社 苫小牧工場千歳第一 発電所	1 所管のダム施設等の防災管理を行うこと。 2 ダムの放流等に関し関係機関と連携調整を図ること。
危険物管理施設の管 理者	災害時における危険物の保守、保安に関する措置を行うこと。
一 般 輸 送 事 業 者	災害時における緊急輸送活動に協力すること。
一般建築土木事業者	災害時における応急復旧活動に協力すること。